

屋久島町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成29年4月25日(火) 午前9時30分から
2. 開催場所 屋久島町役場尾之間支所 3F 第3委員会室

3. 出席委員 (17人)

会長	1 番	鎌田 秀久	君
委員	2 番	牧 潤三	君
	3 番	田中 武浩	君
	4 番	渡邊 みな子	君

	7 番	大角 利夫	君
	8 番	安藤 清浩	君
	9 番	日高 清明	君
	10 番	笹原 綾乃	君
	12 番	牧 優作郎	君
	13 番	岩川 孝行	君
	14 番	亀割 義一	君
	15 番	備 邦雄	君
	16 番	平田 耕作	君
	17 番	西橋 豊啓	君
	18 番	神宮司 守昭	君
	19 番	中島 則雄	君
	20 番	内田 政人	君

4. 欠席委員 (2人)

欠席者	5 番	白川 満秀	君
	6 番	岩川 原造	君

5. 議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名
- 第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農用地利用集積計画について
- 議案第4号 農業振興地域整備計画に係る意見書の提出について
- 議案第5号 非農地証明願いについて
- 議案第6号 農業委員会の適正な事務実施について
- 議案第7号 別段面積(下限面積)の設定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	日高 望
係長	川東 卓磨
主事	岩川 篤也
相談員	西田 博隆

7, 概要
会長

事務局長

会長

事務局長

会長

みなさんおはようございます。

本日は岩川原造委員が公務の為、白川満秀委員が所用の為欠席でございます。

ただ今より平成 29 年度第 1 回農業委員会定例総会を始めます。ご起立下さい。本日の農業委員憲章朗唱は 17 番委員の西橋豊啓委員にお願い致します。

憲章朗唱（17 番委員）

お座り下さい。
会長あいさつ。

いよいよ新年度が始まりました。私たちの農業委員会体制が新しい体制になるまで秒読み段階に入っております。先に皆さんにご案内した通り新しい体制の委員の候補者、推進員の候補者ということで、内容については先日もお話しいたしましたが、国の示す方向にこれ以上の布陣は無いという体制だと思っているところでございます。しかし財源の方は非常に厳しい内容でございまして、国の機構集積の補助金が 4 割カットになっておりまして、3 年に 1 回の県下一斉の農業委員大会への予算は 0、あるいは相談員の予算関係が半年分しか確保できておりません。これから事務局に財政の方と交渉してもらわなければ身動きがとれない状況になっているところです。

本日の総会は毎年見直しが求められております適正な事務実施あるいは本町の下限面積についての議案も起案されております。皆さんの積極的なご意見をお願いしたいと思います。

それでは本日の会議録署名委員を 13 番委員の岩川孝行委員、14 番委員の亀割義一委員にお願いをいたします。

議事を進めてまいります。

議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

議案第 1 号。農地法第 3 条の規定による許可申請について、次のとおり許可申請があったので議決を求める。

整理番号 1 番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。申請人：譲受人 ■■■■■ さん（ ■■■ 歳）、譲渡人 ■■■■■ さん（ ■■■ 歳）。土地の所在： ■■■■■、他 7 筆。地目：すべて畑。8 筆の合計面積： ■■■■■ m²。すべて農用地区域内です。利用状況：畑。営農計画及び耕作期間：ジャガイモを 10 月から 3 月、コーヒーを 10 月から 5 月。事由：新規就農。権利の移転を受ける者の状況といたしまして、経営面積は 0、申請人の経験年数：20 年。農機具等の保有状況：刈払機・1、動噴・1、ユンボ・1 です。

周辺地域との関係につきまして『特に支障等はないと思います。』ということです。地域との役割分担の状況について『集落の共同作業等全面的に協力いたします。』ということです。

農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。 以上です。

整理番号 1 番について、担当委員からご意見をお願いいたします。
この案件については私の方からご説明いたします。

申請地ですが 6 ページです。■■■■■から海岸へ下った

会長	ところにございまして、この圃場はいずれも基盤整備されております。7ページは[]ですが、[]から山手に上ったところにございます。 この申請地は不在村地主でございまして、これまで島内の方に委託をしましてそこそこ管理をしてもらっていたんですが、私も今年はいよいよ黄色判定かなと思っていたところに、今回売買のお話がきております。申請人は親戚関係でございます。ここに引っ越してくる前は[]におられたようで、コーヒーを植えたいということです。屋久島町ではコーヒーは推進していないんですが、親戚の方がコーヒーの販売をしているらしくて、そこと取引をするということでした。 まだしばらくは[]と行ったり来たりだということで、再生にはもう少し時間がかかるのかなと思っておりますが、支援はしていきたいと思っております。 農地法第2項1号から7号まで抵触しないと考えております。 以上です。 整理番号1番について皆さん方からご質問・ご意見、いかがでしょう。
○番（農 業 委 員）	従事経験年数が20年とありますけど、これは[]でやっていたということですか。
事務局長	本格的な農業かはわかりませんが、農業に関わるような仕事をしていたということでした。
○番（農 業 委 員）	ここはジャガイモとコーヒーを作付けできる状態の畑ですか。
事務局長	[]の方は元々畑地で管理をしておりましたのでジャガイモ等植えられます。[]の方は果樹園だったんですが抜本してありますのでコーヒーを植えるのではないかと思います。
○番（農 業 委 員）	コーヒーというのは単年作物じゃないですよ。耕作期間が10月から5月となっていますけど。
会長	本人が本格的に植栽にあたるのは秋ごろだと言っておりましたので、定植する時期かと思われま。 他の皆さん、ご意見ございせんか。 （「ありません。」の声あり） ご意見無ければ整理番号1番は許可することにご異議ございせんか。 （「はい。」の声あり） 整理番号1番は許可することに決定いたします。 続きまして整理番号2番について事務局から説明をお願いします。
事務局長	整理番号2番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。申請人：譲受人[]さん（[]歳）、譲渡人[]さん（[]歳）。土地の所在：[]、田、[]㎡。農用地区域内。利用状況：畑。営農計画及び耕作期間：ガジュツが1月から12月。事由：規模拡大。権利の移転を受ける者の状況：所有面積が[]㎡、借地が[]㎡、合計[]㎡。申請人の経験年数：4年、妻：4年、子：3年。農機具等の保有状況：刈払機・2、耕運機・2、噴霧・2です。 周辺地域との関係：『権利を取得しようとする土地を購入し、父親からの借地を含めてガジュツ畑として経営規模の拡大を図るとともに、自己所有地の確保を計画したものである。なお、このような計画であることから、周辺の農地や農業上の利用に支障を及ぼす影響はないと考えて

事務局長	います。』ということです。地域との役割分担：『奉仕活動による町内清掃作業等、草払機による除草作業にも積極的に協力していく。』ということです。 農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。 以上です。
会長	整理番号2番について担当委員のご意見をお願いいたします。
○番（農 業 委 員）	譲受人は父親の経営する会社で専務をされているようで、空いた時間に農業を4年間されています。 譲渡人は定年退職後に屋久島に帰ってこられたんですが、農業の経験はないということでした、これからも農業することはないということで農地を荒らしていたんですが、昨年大病を患いまして、後継者もおりませんので財産の処分をしたいということです。 申請人同士の折り合いがついたということで、今回の申請になっております。 譲受人はすでに父親の土地でガゼツの栽培を行っておりますので、機械等の心配もないと思っております。 10ページの航空写真を見ていただいて。まわりはきれいな畑でして、申請地はススキ野で黄色判定です。今回、ここが耕作再開というお話ですので喜ばしいことだと思っております。 今後も農地を拡大していく意気込みで、ラッキョウやパッションフルーツの栽培もやっておりますので問題ないと思います。 以上です。
会長	整理番号2番について皆さん方からご質問等ございますか。 （「ありません。」の声あり） 整理番号2番は許可することにご異議ございませんか。 （「はい。」の声あり） 整理番号2番を許可することに決定いたします。 続きまして整理番号3番の説明をお願いします。
事務局長	整理番号3番。権利の種類：所有権移転。契約内容：贈与。申請人：譲受人■■■■■さん（■■歳）、譲渡人■■■■■さん（■■歳）。土地の所在：■■■■■。地目：畑。面積：■■■㎡。農用地区域内です。利用状況：畑。営農計画及び耕作期間：たんかんと野菜が1月から12月。事由：規模拡大。権利の移動を受ける者の状況：所有面積が■■■■■㎡。申請人の経験年数：70年。農機具等の保有状況：刈払機・3、動噴・2、管理機・1、運搬機・1です。 周辺地域との関係：『支障等は特にないと思います。』という事です。地域との役割分担：『集落の共同作業等、全面的に協力いたします。』という事です。 農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。 以上です。
会長	整理番号3番について担当委員のご意見をいただきたいんですが、どなたか依頼されていますか。
○番（農 業 委 員）	申請人の関係は。贈与ですけども。
会長	13ページの航空写真で黄色の枠は■■■■■さんの果樹園なんですけど、青枠の申請地は防風林ですね。双方の話し合いで。ということです。 他に皆さん方からご質問等ございますか。

会長	(「ありません。」の声あり) 整理番号3番について許可することにご異議ございませんか。 (「はい。」の声あり) 整理番号3番は許可することに決定いたします。 続きまして14ページです。農地法第5条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。
事務局長	議案第2号。農地法第5条の規定による許可申請について、次のとおり許可申請があったので議決を求めます。 整理番号1番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。申請人：譲受人[]さん([] 歳)、譲渡人[]さん。土地の所在：[]、畑。[]^m。利用状況：休耕地。農用区域内。第2種農地・都市計画区域内です。転用目的及び事業計画：木工所・倉庫の建築面積が[]^m、所要面積が[]^m。駐車場の所要面積が[]^m。資材置き場の所要面積が[]^m。緩衝地等が[]^m。建築面積の合計が[]^m、所要面積の合計面積が[]^mです。 備考欄にありますように『転用後、[]へ貸資材置き場として貸借。』ということになっております。 資金計画としまして自己資金が[]円、融資が[]円、合計[]円となっております。
会長	整理番号1番について担当委員のご意見をお願いいたします。
○番(農業委員)	現地確認に行ってきました。19ページの航空写真で申請地の説明をいたします。横にさせていただいて真ん中に県道が走っております。[]の[]よりです。申請地のすぐ上に農免道がありますので進入できません。 譲渡人は私も顔を思い出せないくらい屋久島に帰ってきておりません。この土地は誰かが草を取っているようなんですが、確認はできておりません。現状はススキです。農地として使えそうではあるんですが、[]が資材置き場にしたいという申請です。放っておいても荒地になるんでしょうし、やむを得ないのかなと考えます。 以上です。
会長	整理番号1番について皆さん方のご意見をいただきます。いかがでしょう。
○番(農業委員)	[]さんは屋久島で一番大きな[]です。やっぱり人家の近くだと加工時の機械の音とか騒音のトラブルがあるでしょうし、申請地であれば、そういう問題もないのかなと思います。 譲渡人が不在村地主ですし、譲受人は屋久島の産業を支えておりますので、認めて良いと思います。
○番(農業委員)	申請人は[]のお孫さんだということですけど、本人が使用するわけではないですね。
会長	私も確認はしておりませんが、実際の[]は兄が引き継いでおりまして、申請人は[]で働いているんですね。 将来は申請人は地杉の加工をしていきたいということですので、ご両親も申請人に責任を持って管理しなさいというお気持ちだと思われます。
事務局長	説明が不足して申し訳ありません。融資は申請人の親からです。

○番（農 業 委 員）	親が申請すればいいんじゃないですか。■■■■■が買って、使う。
会長	社員や社長個人が買って、会社に貸すということは全国的によくあることではあります。
○番（農 業 委 員）	じいちゃんや父ちゃんが、申請人が将来独立してやっていけるように、無利子でお金を貸して、返す返さんもあるでしょうけど、家族内での話しの上だと思いますよ。
○番（農 業 委 員）	全くの他人が農地を買って、全く関係のない業者に貸すということもできるわけですね。
会長	できます。そういう場合は業者・法人との貸借の契約書が必要です。それがクリアできれば農地法上では進められます。 もう1つ、申請地は農用地に入っていますので、農振除外の手続きも同時進行していきますので、除外が完了するまで転用許可は保留されます。 そういうことですが、他にご質問ございませんか。 （「ありません。」の声あり） 整理番号1番について申請に同意することにご異議ございませんか。 （「はい。」の声あり） 整理番号1番は申請に同意することに決定いたします。
事務局長	続きまして20ページです。議案第3号。農用地利用集積計画について事務局から説明をお願いします。 整理番号1番、2番は関連がございますので一括審議をいたします。 議案第3号。農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき農用地利用集積計画について議決を求める。 整理番号1番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。申請人：譲受人■■■■■さん、譲渡人■■■■■さん（■■歳）。土地の所在：■■■■■、他2筆。現況地目：畑。3筆の合計面積：■■■■■㎡。3筆とも農用地区域内です。作物：茶園。移転時期：平成29年5月31日。対価：■■■■■円。利用権の移転を受ける者の農業経営の状況といたしまして、主な経営作物：茶。経営面積：所有面積■■■■■㎡、借地が■■■■■㎡、合計■■■■■㎡。従事日数：240日。農機具等の保有状況：荒茶工場・200kgライン、乗用茶摘採機・4、乗用茶園管理機・5、耕運機・1、トラクター・1、茶園管理機・6、作業用トラック・4、ライトバン・1、超水槽スプリンクラー・一式です。 整理番号2番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。申請人：譲受人■■■■■さん、譲渡人■■■■■さん（■■歳）。土地の所在：■■■■■、畑、■■■■■㎡。農用地区域内です。作物：茶園。移転時期：平成29年5月31日。対価：■■■■■円。以下は整理番号1番と同じですので省略いたします。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断いたしました。以上です。
会長	整理番号1番、2番について担当委員のご意見をお願いいたします。
○番（農 業 委 員）	整理番号1番の譲渡人は高齢で作業は出来ない状態にあります。2番の譲渡人は他に仕事をしておりますし腰痛も患っております茶の管

○番（農 業 委 員）	理が難しいということです。 ■■■■に荒茶加工施設がありますけども、現在休止している状態で、いつ再稼働するかもわかっておりませんので、もう茶園を手放したいという意向です。この工場の隣の緑が濃いお茶園は■■■■さんが管理しておりまして、申請地は近隣ですので効率が良いということで取得する話しになっております。地元としては問題ないと思っております。
会長	いわゆる経営基盤法による所有権移転になります。それを使う場合は譲受人が認定農家あるいは認定新規就農者であることで、譲渡所得に関する減税がある。農業委員会で所有権移転の手続きができるという法律です。 整理番号1番、2番について皆さん方からご質問・ご意見ございますか。
○番（農 業 委 員）	■■■■さんが屋久島の茶園を買ってくれて、お茶農家は非常に助かっているわけです。これは手入れができなくなってお茶が悪くなってからでは値段も下がるでしょうし。 ■■■■さんは種子島でも買い取りをしているようですけども、やっぱり個人の面積は小さいですから、これを個人に買ってくれとお願いできませんし、意義はありません。
会長	他にご質問等ございますか。 （「異議ありません。」の声あり） 整理番号1番・2番について計画を認めることにご異議ございませんか。 （「はい。」の声あり） 整理番号1番・2番は計画を認めることに決定いたします。
事務局長	続きまして24ページです。議案第4号。農業振興地域整備計画変更に係る意見書の提出について事務局から説明をお願いします。 議案第4号。農業振興地域整備計画に係る意見書の提出について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項に基づき意見を求めます。 整理番号1番。変更区分：農用地除外。申請人：■■■■さん。土地の所在：■■■■、畑、■■■■㎡。利用状況：休耕地。都市計画区域内・農用地区域内です。変更理由：『木工所を新築、更に資材置き場を整備するため。』ということです。変更目的及び事業計画：木工所・倉庫の建築面積が■■■■㎡、所要面積が■■■■㎡。駐車場の所要面積が■■■■㎡。資材置き場の所要面積が■■■■㎡。緩衝地等の所要面積が■■■■㎡。所要面積の合計が■■■■㎡です。工事計画：許可有り次第。資金計画：自己資金が■■■■万円、融資が■■■■万円。合計が■■■■万円です。
会長	先程の5条の案件とダブってきますが、整理番号1番について担当委員のご意見をお願いいたします。
○番（農 業 委 員）	10年ほど前に集落で農振地域の見直しをした時、除外したつもりでいたんですけど、農振地に入っておりましたので除外の申請です。農振地域から除外しても問題ないと思います。以上です。
会長	整理番号1番について皆さん方のご意見・ご質問いかがでしょう。 （「異議ありません。」の声あり） 27ページの農用地見取り図を見ましても端の方に該当しておりますので、農用地から除外することにご異議ございませんか。

会長	(「はい。」の声あり) 整理番号1番は、やむを得ないので除外するというふうに回答いたします。 続きまして整理番号2番について事務局から説明をお願いします。
事務局長	整理番号2番。変更区分：農用地編入。申請人：[REDACTED]さん。土地の所在：[REDACTED]、他3筆。2筆が山林、2筆が畑です。4筆の合計面積が[REDACTED]㎡。利用状況：茶園。変更事由：『茶園用地として利用。』ということです。工事計画：許可有り次第ということです。
会長	整理番号2番について担当委員のご意見をお願いいたします。
○番（農 業 委 員）	場所から説明いたします。[REDACTED]の[REDACTED]寄りです。申請地が茶色になっているんですが、先日見に行きましたら青々した茶園になっておりました。[REDACTED]さんは雑木林を開いてお茶を始めた方なんですが兼業農家でした。申請人は[REDACTED]さんなんですが、農用地に編入したのち売買契約を結ぶという流れになると思います。
○番（農 業 委 員）	個人所有地を[REDACTED]が申請ということはあり得るんですか。
会長	将来、農用地に編入が認められたあと、[REDACTED]さんから先ほどと同じく経営基盤法での所有権移転があげられるであろうと思われます。 4筆の内2筆が山林ですが、31ページの写真の中で一部畑になっていると思います。山林の中でも傾斜地になっておりますので、畑にできる部分は畑になっている状態です。 公簿上の地目が山林であっても、茶園として売買契約が結べれば免税措置は受けられます。
○番（農 業 委 員）	その場合は地目変更はしなくてもいいわけですか。
会長	やった方がいいと思いますけど、義務付けは無いと思います。 公簿地目：山林、現況地目：畑。ということですが、地目を変えていただいた方が良いでしょう。義務付けはありません。 実際に屋久島町の農用地区域をみてみますと、山林も入っております。隣接する農地と一体として使うことが望ましいというところは、山林であっても農用地区域に入れてあります。 一体利用というのは、例えば多くのミカン園では防風林帯がありますね。それとか以前畑で農用地区域に入っていた場所が非農地として山林になったとしても、除外しない限り農用地に入ったままです。 ですから今後[REDACTED]さんが売買の契約を結ぶ時には地目の変更のお願いも必要かなと思います。
○番（農 業 委 員）	この事業計画書は[REDACTED]さんと個人で契約していますよね。茶園の規模拡大を図りたいと。所有者でなく[REDACTED]が。
会長	これは譲受人として[REDACTED]さん、譲渡人として今の所有者で申請があがっております。用途区分変更の申請は、受人でも渡人でも可能です。どちらが申請をしてもいいわけなんですけど、[REDACTED]さんが編入した後に売買した方が、売主にとって良いという事をよく理解した上でこのような申請の仕方をしていると思われます。
○番（農 業 委 員）	31ページの写真ですが、一部山林ということなんですけど一部畑にしていたら地目を畑にできるんですか。

会長

ここは地目を変える時は法務局から分筆するように言われる可能性があると思います。ですから分筆にお金がかかるとなれば、このまま農用地のまま地目は山林という可能性はあります。

土地を開いたくらいでは法務局は地目変更を認めないようでございます。トラクターをいれて実際に作付けして、ようやく農地と認めると。大変厳しいようです。

他にご質問等ございませんか。

(「ありません。」の声あり)

ご質問等なければ整理番号2番について、編入計画を認めることにご異議ございませんか。

(「はい。」の声あり)

整理番号2番は編入について適当と回答したいと思います。

続きまして32ページです。議案第5号。非農地証明願いについて事務局から説明をお願いします。

事務局長

議案第5号。非農地証明願いについて、次のとおり非農地証明願いがあったので議決を求める。

整理番号1番。申請人：[]さん、代理人[]

[]さん。土地の所在：[]、畑、[]m²。第2種農地。非農地に至った理由並びに現在の管理状況：『25年前に農地法を知らず一部造成した。農地として利用するにも岩盤質で再生利用も困難なことから、今回非農地申請をすることとなった。』ということです。

申請地は[]より北に1.8km程に位置し、土砂等が敷き詰められ、雑種地化している状態です。申請人も高齢で農作業をすることが困難な状態であり、また農地として復元するにも多大な費用と労力が必要なため、非農地とみてやむを得ないと思われます。以上です。

会長

整理番号1番について、担当委員のご意見をお願いいたします。

〇番（農 業 委 員）

担当委員欠席の為、私の方から説明いたします。17日、現地調査を行いました。34ページの航空写真をお願いします。申請地の中は[]君のお兄さんの宅地として、お兄さんが家を造るときに申請した宅地の周りが農地として残っていたということです。35ページの現地写真ですが岩盤と一部セメント舗装されている道とでとても畑として使える状態ではありませんので、非農地としてやむをえないと思います。

会長

整理番号1番について皆さん方からご意見ございませんか。

(「ありません。」の声あり)

整理番号1番は非農地としてやむを得ないということでご異議ございませんか。

(「はい。」の声あり)

整理番号1番は非農地としてやむを得ないと判断いたします。

続きまして整理番号2番です。

事務局長

整理番号2番。申請人：[]さん、代理人[]

[]さん。土地の所在：[]、田、[]m²。第2種農地・都市計画区域内です。非農地に至った理由並びに現在の管理状況：『所有者が[]在住の為、使用することができず、農地としての利用は出来ない状態にある。30年以上人の手が入っていない状態である。』ということです。

申請地は[]より南西に500m程の位置に所在し、雑木が生い茂り山林化している。農地に復元することは資金、労力を考えても困難

事務局長	な状態であり、周辺も宅地化してきている場所であるため非農地とすることはやむを得ないと思われます。 以上です。
会長	整理番号 2 番について担当委員のご意見をお願いいたします。
○番（農 業 委 員）	私どもが子供のころは田んぼとして利用されておりました。現地写真をお願いします。側溝がありますが湧水を利用して田んぼをしておりました。30 年以上耕作はされておられません。現地には大木もございまして非農地としてやむを得ないと思います。 以上です。
会長	整理番号 2 番について皆さん方からご意見ございますか。 （「異議ありません。」の声あり） 整理番号 2 番は非農地と認めることにご異議ございませんか。 （「はい。」の声あり） 整理番号 2 番は非農地と認めることに決定いたします。 続きまして議案第 6 号。農業委員の適正な事務実施について事務局から説明をお願いします。
事務局長	議案第 6 号。農業委員の適正な事務実施について、農林水産省通知による農業委員会の適正な事務実施に基づき、別紙のとおり「平成 28 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」及び「平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」を作成したので内容を協議の上議決を求めます。 事前にお目通しいただいていると思いますので、詳細は省かせていただきます。ご質問等ありましたらよろしくお願いいたします。
会長	ただ今事務局から説明がありましたとおり、28 年度の活動の結果・29 年度の活動はどうするかということの確認でございます。 40 ページです。簡単に申しますと、口永良部も含めて屋久島町に 2600ha あった農地が、1586ha に減っております。これは皆さんに非農地調査していただきまして非農地と判断されたところを引いた数値となっております。 41 ページ。農地の利用集積・集約化ということで集積実績が 17ha。目標が 10ha でしたので、大きく上回る結果でございました。しかし管内の集積率をみますと 33.95%しかないということです。国はこれを 80%まで集積したいと掲げておりますが、相続未登記が 40%と県内非常に多いですので、このような結果ともいえます。 つい先日の新聞では公共事業等に相続未登記の名義が変更できないので事業が推進されないという時、簡単に名義の変更ができるような考察を国が検討に入ったと、伝えられております。 42 ページは新規参入者についてです。28 年度新規参入者が取得した農地面積が 2.3ha。 43 ページは遊休農地の解消についてですが、国は『農地の最適化の推進』ということを掲げておりますが、『農地の最適化の推進』とは、担い手へ農地を集積することです。それによって遊休農地の発生を防ぐ。担い手がいらないところは新たな担い手をどんどん育成していこう。という流れです。 今年度から農業委員体制が新体制に移行するわけなんです、『農地の最適化』に軸足を置かなければならない状況になってきます。 44 ページは違反転用の案件。 45 ページからは農業委員会の事務に関する点検ということで示してございます。 インターネットで活動を開示しなさい。ということなんです、屋久島町でネットで見ている人がどれくらいいるんだろうかという視点で

会長	見ると、怪しいと感じるところではあります。 ホームページのアクセス数はカウントされるんですが、農業委員会のページを見たかどうかまではわかりません。 そのようなことで、48 ページからは 29 年度の目標と活動計画をあげておりますが、資料を読んでいただいて皆さん方が気づいた点などございませんか。
○番（農 業 委 員）	「中間管理事業で扱っている農地を検索しようと思っても、ホームページにはなかったよ。」と言われたんですが、借り手を探している農地というのは載ってないんですかね。
会長	公社と現場でずれているんですが、借手・貸手のマッチングが出来ているところを事業に載せてくださいということですので、借り手が見えないところを上げてても意味がないんですね。 単純に屋久島町で農地を預かる制度もあるんですが、それでは税金が 1.8 倍になるよというのがクリアできないので、これも意味がない。受手がいないとですね。
事務局	機構が農地を預かった場合、借人が見つからなかった時でも 3 年間、農地の管理をしないといけないんで、借り手が見つかっているところを上げてください。ということです。 屋久島町の場合果樹園が多いんですが、借り手が見つかるまで果樹園の管理をしないと、3 年後に借り手が見つからず返した時、木が荒れていたらどこが責任を負うのかという話になってきますので、マッチングできているところじゃないと預かれないというのが現状です。
○番（農 業 委 員）	意向調査の時に、貸したいという意向を示しましたよね。借りたい方はそれを見て場所を探すというふうな説明じゃなかったですか。
会長	意向調査の結果は事務局が把握をしておりますので、借りたい方がいらっしゃる場合には事務局に問い合わせただけければ、相談員がお話を伺います。
○番（農 業 委 員）	年間、どのくらいの方が農地を借りたいと相談に来られるんですか。
事務局	I ターンの方が相談に来られることが多いですね。
会長	I ターンの方は窓口に来られるんですが、それがちゃんと契約に結び付くというのは非常に少ないと感じます。情報収集のような感じです。紹介してもなかなか契約までいきません。
○番（農 業 委 員）	30a というのがネックになっている可能性はありませんか。
○番（農 業 委 員）	しかし 30a 以上ないと農業で生計は立ちませんよね。
○番（農 業 委 員）	意向調査で機構に貸しますという意向を示している場合は、次の意向調査の時は機構に貸しているという状態なんですか。
事務局	機構に預けるという意向でも、機構がすべて預かってくれるわけではないんですね。機構もある程度の条件のところじゃないと借りてくれません。本町の場合は面積が狭かったり、鳥獣害の対策をしないと被害があるようなところがほとんどですから、今回意向調査で示したところは借受できないという回答がきています。 しかし、次回の意向調査の時には機構に預けると回答された方については、調査はいたしません。 非農地調査の際に、農地として残せるか、非農地にするかの判断が必

事務局	要になってくると思います。
会長	機構に貸しますという返事をする、その農地が貸し付けの対象農地として認めるかどうかを機構と事務局で話し合いをいたします。当然『借りる人はいないですね。』という判断であれば、機構は『借りられません。』という判断をします。そうすると、そのことで固定資産税が1.8倍になることはないです。ですからそのままの状態が年数経って、非農地判断するということになります。
○番（農 業 委 員）	意向調査の時に『貸します。という意向を示したけども、やっぱり自分で作りたいという時にはどうするのか。』と聞かれたんで。その時は自分で使ってください。と答えたんですけど、農地があるけど自分でもやらないし借り手も探さないようなところは、非農地になるのを待つという状態ですね。 地域の方は『機構に預けてるから貸せない。』という認識の方が多くて、何にもしないでいいという考えですよ。
事務局	今後、意向調査の結果を集積の話し合いだとかいうことを進めて、最適化利用という形にもってきたいところです。
○番（農 業 委 員）	自分でもしないし借りる人もいないし、非農地にできないかという相談をうけたんですけども、広い面で柵をしているんですよ。シカ柵を。そういうところは非農地にはできないんですよ。面積が小さくて荒れていても。
会長	そうですね。公共事業が入っているところは指摘を受けます。公共投資がされているのに、なぜ遊休農地になっているんですかと。公共事業が入っている場所は積極的に遊休農地の解消に取り組まなければいけないという事です。 サル柵については種子島に会検が入っておりまして、現地調査まで細かくされたと聞いております。 この案件について、他に皆さん方からご意見ございませんか。 （「ありません。」の声あり） それでは議案第6号の農業委員会の適正な事務実施について原案通り承認を得ることにご異議ございませんか。 （「はい。」の声あり） このように決定をいたします。 続きまして議案第7号、別段面積（下限面積）の設定について事務教区から説明をお願いします。
事務局長	議案第7号。下限面積（別段面積）の設定について、平成21年12月施行の改正農地法により、農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部、または一部についてこれらの面積の範囲内で別段面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示した時は、その面積を農地法第3条第2項第5号の下限面積として設定できることになりました。 「農業委員会の適正な事務実施について」（20 経営第 5791 号平成21年1月23日付け農林水産省経営局長通知）が、平成22年12月22日付けで一部改正され、農業委員会は毎年、下限面積（別段面積）の設定または修正の必要性について審議することになっております。 このため、今年度下限面積（別段面積）の設定について以下のとおり提案いたします。

事務局長

(1) 農地法施行規則第 17 条第 1 項の運用について
方針：現行の下限面積（別段面積）30a の変更は行わない。
理由：2015 年農林業センサスで、管内の農家で 30a 未満の農地を耕作している農家が全体農家数の約 4 割であるため。

(2) 農地法施行規則第 17 条第 2 項の運用について
方針：現行の下限面積（別段面積）30a の変更は行わない。
理由：平成 28 年度の農地法第 30 条の規定に基づく利用状況調査の結果、管内の遊休農地率は 5.1%となっているが、現在の 30a の下限面積でも本町の農業形態から新規参入者を阻害している要因になっている事例が見当たらず、また下限面積を少なく設定しても現在の農業を取り巻く情勢の中で新規参入者等の増加が望めず、耕作目的よりも資産目的の取得が増える可能性があり、遊休地解消にはつながらず、農業政策に混乱を招く恐れがある。
ということであります。
52 ページに参考資料といたしまして『下限面積（別段面積）とは』と、『農地法施行規則第 17 条（別段面積の基準）要約』を載せてございます。お目通しください。
ご検討よろしくお願いいたします。

会長

今、屋久島町の下限面積 30a の設定をしておりますが、この変更を行わないという提案でございます。行わない理由について (1)・(2) に示してございます。その法的根拠が 52 ページに示されているところです。
新規参入者に 30a がネックになっている事例は窓口で見る限り見受けられない。むしろ小さくすれば資産的運用目的で取得される方が増えるという懸念がございます。同時に 30a 未満で農業経営が成り立つのかという課題も毎回皆さんが疑問として出されている様子です。
そういうことで 30a の見直しは行わないという提案です。
このことについて皆さん方からご意見をいただきます。
いかがでしょう。

○番（農 業 委 員）

30a を減らすことも増やすことも問題がありますし、30a が妥当な線だと思います。異議はありません。

会長

他の皆さん、ご意見ございますか。
（「ありません。」の声あり）
屋久島町の下限面積は原案通り 30a という事に設定してよろしゅうございますか。
（「はい。」の声あり）
屋久島町の下限面積は 30a に設定することに決定いたします。

事務局長

【行事予定説明】

会長

以上をもちまして、第1回農業委員会定例総会を閉会いたします。

閉会（11時30分）

屋久島町農業委員会総会会議規則第18条第2項の規定による署名

13番

14番

平成29年4月25日

屋久島町農業委員会会長 鎌田 秀久